省令

○農林水産省令第三十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十三条第一項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣　山本　有二

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものから農業委員会に対し、その農地について耕作の事業の継続が困難であり、かつ、法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第三十二条第三項の規定による公示が必要である旨の申出があつたもの

三　その農地に係る農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第一号に掲げる権利に限る。）の残存期間が一年以下であつて、農地中間管理機構が過失がなくてその農地の所有者（その農地が数人の共有に係る場合には、その農地について二分の一を超える持分を有する者）を確知することができないもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。